



家庭の防災対策

家具の固定、感震ブレーカーの設置

危機管理課

☎ 0538-37-2116

FAX 0538-32-0177

家庭内の家具固定

阪神淡路大震災で亡くなった方の約9割が、家具や家電製品などの転倒・家屋の倒壊が原因と言われています。大地震の発生時に備え、家具や家電製品などを固定しましょう。

①家具の配置を確認しましょう

次の場所に大きな家具を置いていないと非常に危険です

- ・寝室
- ・子ども部屋や高齢者の部屋
- ・避難経路

②L字金具で家具の固定をしましょう

- ・家具は、壁下地の柱や間柱に固定する
- ・家具の両端に2個以上で固定する
- ・壁と家具の幅が合わないときは、板を挟んで調整する



市は、家具固定事業を実施しています。磐田建築工業組合の大手さんがご自宅を訪問し家具を固定します。

▼対象

市内在住の方

※借家の場合、事前に貸主の許可が必要

▼自己負担額（家具1点あたり）

- ・一般世帯 2千円
- ・要配慮者世帯 無料

※一般世帯、要配慮者世帯ともに、4点以上は1点につき5千円

▼申込期間

6月1日(木)～30日(金)（土・日・祝日を除く）に申込書を危機管理課へ提出してください。（電話申込可）

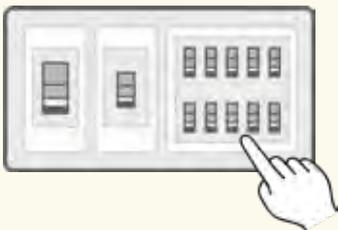
なお、募集状況によって2次募集を行います。2次募集を行う場合は、市ホームページやLINEなどでお知らせします。※予算額に達し次第、募集を締め切ります

感震ブレーカーの設置

東日本大震災では、本震による火災全111件のうち、原因が特定されたものが108件。そのうち54%が電気関係による出火が原因でした。

地震による火災の過半数は通電火災ですが、通電火災の対策は感震ブレーカーが効果的です。

避難の基本は、地震が起きたらブレーカーを切ることです。不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合も想定されます。



感震ブレーカーとは

感震ブレーカーは、地震発生時に設定値以上の揺れを感じ、ブレーカー本体の電気の供給を自動的に止める器具です。

市は、「感震ブレーカー」の取り付け費用の一部を補助します。

▼対象

市内に住宅を所有または居住している人（アパートを含む）

▼補助対象経費

感震ブレーカーの購入や設置工事に要する経費

※新築または配電盤取り換えの場合は機器代金（感震性能に相当する経費）のみ

▼補助額

対象経費の3分の2

※上限5万円（千円未満切り捨て）

▼申込

申請書（市ホームページからダウンロード可）を記入の上、必要書類を添えて、危機管理課または各支所市民生活課へ

※必ず設置前に申請してください

※予算額に達し次第、募集を締め切ります

▼その他

補助金の申請回数は、1世帯につき1回となります。

設置には電気工事の有資格者による工事が必要です。設置器具、費用については電気工事店へご相談ください



空き家の適正な管理

建築住宅課
(西庁舎2階)

☎ 0538-37-4851

FAX 0538-33-2050

住まいの終活を始めましょう

近年、少子高齢化や人口減少が進む中、空き家が増加傾向にあり、全国的に大きな問題となっています。最新の統計調査では、磐田市内には、1880戸の空き家があるとされています。

平成27年に施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法（空き家等対策特別措置法）では、所有者や管理者が適切に維持管理することを原則としています。

お住まいを大切にしたい方、空き家になりそうな家をお持ちの方、空き家を所有している方などは、将来困ることがないように、「住まいの終活」を建築住宅課と一緒に始めましょう。

また、既に空き家に困っている方も、建築住宅課に相談してください。



「住まいの終活」最初の三歩

一歩目 家族で話し合い

家族みんなで興味を持てるように話題にすることが大切です。相続が難航し、管理が不適切にならないように、関係者の意思確認が肝心です

二歩目 登記を確認

正しい登記が円滑な活用や処分につながります。権利関係の整理のために、まずは登記を確認してみましょう

三歩目 片付け

思い出を整理するには時間が必要です。落ち着いて片付けできるよう、早いうちから整理しましょう



市が行っている支援策

お気軽に建築住宅課にお問い合わせください



空き家バンクの設置

有効に空き家を利用してくれる人につながります。

(実績12件契約成立)

空き家相談会の開催

司法書士、税理士などの専門家がワンストップで相談に応じます。

既存住宅取得等事業費補助金

空き家の取得費用を補助することで空き家の利活用を図っています。

危険空き家等除却事業費補助金

どうしても活用できない危険な空き家は除却費の一部を補助します。

※令和6年度からは「空き家等対策特別措置法施行前からの空き家」が条件になります



Uターン促進奨学金 返済支援補助金の拡充

政策推進課
(本庁舎 4階)
☎ 0538-37-4805
FAX 0538-36-8954

お帰りなさい！ 磐田市へ

市では、Uターン就職を促進するため、大学在学時に借り入れた奨学金の返済を支援しています。なお、本年度から内容を拡充しています。これから就職を考えている方は、磐田市へのUターン就職を検討してみませんか。

▼対象者

大学などへの進学のために磐田市から県外へ転出し、大学在学中に日本学生支援機構の奨学金などを借り受けた方で、就職のために磐田市内へ転入した方
※①大学・短期大学 ②大学院 ③高等専門学校 ④専修学校（専門課程）の卒業生

▼補助額

年間最大12万円（前年度の就労期間中に返済した奨学金の半分以上の額）

▼申請時期

磐田市にUターン就職した年度の翌年度から最長で5年間

※詳細は、市ホームページをご覧ください
か、政策推進課までお問い合わせください

Uターン就職のメリット

- ① 家族のそばで暮らすことができる
家族と一緒に過ごす時間が増え、親孝行や子育て、介護などもしやすくなります
- ② 都市部と比べて生活費がかからない
食材や日用品の価格が都市部よりも安い場合が多く、経済的なメリットがあります
- ③ 通勤がスムーズ
都市部と比べて通勤が比較的スムーズなため、ストレスを軽減することができます
- ④ 地元の友人と気軽に会うことができる
地元の友人との交流を再開し、心地よい生活を送ることができます
- ⑤ 慣れ親しんだ環境で生活のできる安心感
生まれ育った場所や昔から知っている場所ですぐらうことで、安心感や落ち着きを感じることができます

対象の条件に当てはまるか チェックしてみよう！

- 県外の大学などに在学中、日本学生支援機構（第1種・第2種）奨学金などを借り受けた
- 県外の大学などを卒業した
- 現在、磐田市に住所があり、就労している（就労先は市外でも可）
- 初回の申請年度末において満30歳以下
- 市税などを滞納していない

※全てを満たしていることが条件です

こんな場合は 補助金の対象??

住民票を移さずに県外の大学に進学した場合は？

居住地が確認できる書類があれば対象になります！

磐田市には住んでいるけど、市外に通勤していても大丈夫？

磐田市に転入していれば、就労先は市外でも問題ありません！

どんな奨学金が対象？

日本学生支援機構以外の奨学金でも、一定の要件を満たした場合は補助対象になります！

UIJターン

就職希望者を全力応援

磐田市で働きたいあなたを徹底サポート

経済観光課
(西庁舎1階)

☎ 0538-37-4819

FAX 0538-37-5013

市では、市内企業と学生・求職者との就職マッチングを支援する「磐田市UIJターン就職・地元定着促進事業」を実施しています。

また、就職イベントの開催から就活サイトや就活LINEなどのツールを活用して、就職活動に役立つ情報などを提供しています。

／ 就職相談も可能に！ ／
磐田市UIJターン促進事業
LINE公式アカウント

LINEに登録するだけで就職相談から企業などの情報収集、イベントの参加申し込みまでできます。また、今年度からLINEで就職相談ができるようになりました。ぜひ登録してください。



▲学生向け
(新卒・既卒3年以内向け)



▲求職者向け



▲保護者向け



○ 今後のイベント開催予定

| 開催日 | イベント名 | 会場 |
|----------|-----------------------|-------------|
| 6月10日(土) | いわた・ふくろい夏のインターンシップフェア | WEB開催(ZOOM) |
| 8月下旬 | 市内企業見学バスツアー | 市内の複数企業 |
| 9月下旬 | 大学4年生向け合同企業説明会 | WEB開催(ZOOM) |
| 9月下旬 | 第1回転職・再就職相談カフェ | 市民文化会館かたりあ |
| 11月中旬 | 冬のインターンシップフェア | アミューズ豊田 |

○ 磐田市就活情報専用サイト

「磐田 de」もご活用ください

就活情報専用サイト「磐田 de」では、イベント情報のほか、市内企業のインターンシップ情報・採用情報などの提供をしています。また、公式スカウト機能を活用したマッチングサポートも行っているため、ぜひ登録してください。

[問い合わせ先]

磐田市UIJターン就職・地元定着促進事業事務局

(委託先：(株)東海道シグマ浜松支店)

電話：053-424-5121



◀ 就活情報専用サイト
「磐田 de」



令和5年度特別職・部局長を

紹介します

広報広聴・シティプロモーション課
(本庁舎2階)
☎0538-37-4827
FAX 0538-32-3946

ページ番号
1012129

地域情報サイト 「いーわいわた」 が始まります

広報広聴・シティプロモーション課
(本庁舎2階)
☎0538-37-4827
FAX 0538-32-3946

安心できるまち、人が集まる磐田市を目指して

市民と行政で創る地域情報サイトが始まります



- (前列 右から)
- 防災戦略監 山下 愛仁
 - 危機管理監 磯部 公明
 - 企画部長 真壁 宏昌
 - 病院事業管理者 鈴木 昌八
 - 副市長 内野 昌美
 - 市長 草野 博昭
 - 教育長 山本 敏治
 - 総務部長 市川 暁
 - 病院事務部長 井下田 覚
 - 教育部長 蘭田 欣也
- (後列 右から)
- 税務担当部長 仲村 美帆子
 - 会計管理者 鈴木 利幸
 - 経済産業部長 鈴木 一洋
 - 建設部長 匂坂 正勝
 - 自治市民部長 鈴木 賢司
 - こども部長 鈴木 壮一郎
 - 健康福祉部長 栗田 恵子
 - 議会事務局長 堀江 厚志
 - 環境水道部長 西山 実
 - 消防長 高尾 正博

6月30日に公開!

市では、行政と市民、そして地元企業などで創る地域情報サイト「いーわいわた」を6月30日に公開します。

このサイトは、市民の方をはじめ、市周辺にお住まいの方や観光で訪れる地域外の方へ市の魅力を発信し、情報を活用できる地域情報サイトです。行政が発信する公式ホームページの情報に加え、公式だけでは発信しきれないさまざまな情報を「投稿」という形で加えていただくことにより、きめ細かい情報発信になることを目指しています。

誰でも好きな情報を発信

このサイトの特徴は、市民の方も自由に掲載できることです。イベントやセールなどのおすすぬ情報、お店などの求人情報、サークル活動のメンバー募集情報などを投稿ができます。

6月1日から事前投稿が可能です。ぜひ活用ください。

投稿できる情報

- ▼ イベント情報
ワークショップや展示会など市内の催し情報を掲載できます
- ▼ おすすめ情報
セールやクーポンなどの割引サービスなど、便利な情報を発信できます
- ▼ 求人情報
市内の求人情報を掲載できます
- ▼ 地元の話
市内の名所、名産品などをツイッターから自動的に収集・掲載します
- ▼ 観光情報
市内の観光地やイベント情報の紹介
- ▼ お店情報
観光のお食事・お土産販売の紹介



▲6月1日から市ホームページのリンクにて事前投稿ができます



定期的な水質検査を行っています

市では、皆さんに安全で安心な水道水をお届けするため、定期的に水質検査を行っています。

水質検査の実施にあたり、水源の特徴や安全性の確保、効率性など、多方面から検討をした水質検査計画を策定しています。

「安心・安全で当たり前」を目標に、良質な水道水をお届けできるよう、今後適切な水質管理に努めてまいります。

令和4年度 上水道水質検査結果

令和4年度の水質検査結果は、市内全ての時点で水質基準に適合しました。

| 検査項目 | 基準値 | 検査結果 |
|--------|-----------|----------------|
| 一般細菌 | 100個/mℓ以下 | 0~5個/mℓ以下 |
| 大腸菌 | 不検出 | 不検出 |
| 塩化物イオン | 200mg/ℓ以下 | 3.6~11 mg |
| 有機物 | 3mg/ℓ以下 | 0.2未満~0.5 mg/ℓ |
| pH値 | 5.8~8.6 | 7.1~8.1 |
| 味 | 異常でないこと | 異常なし |
| 臭気 | 異常でないこと | 異常なし |
| 色度 | 5度以下 | 0.5未満 |
| 濁度 | 2度以下 | 0.1未満 |

ページ番号
1010924

令和4年度 上水道水質検査の報告

定期的に水質検査を行っています

上下水道工事課
(福田支所2階)

☎0538-58-3281
FAX 0538-58-3271

ページ番号
1002149

門・塀・擁壁ようへきなどを 設置する際のルール

個人でも敷地のセットバック部分は道路扱い

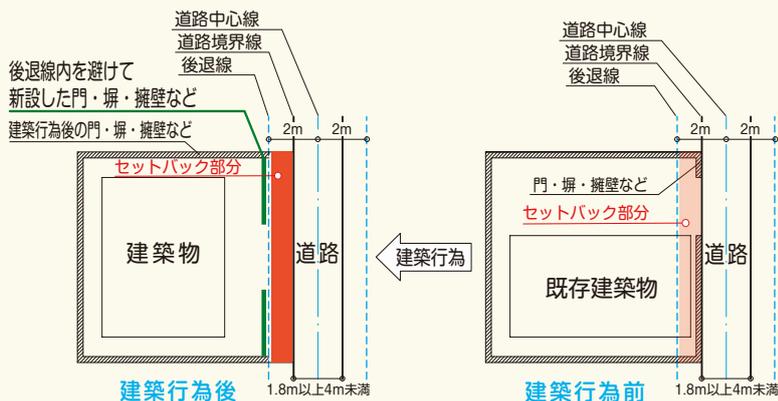
建築基準法では、建築行為を行う際、接する道路の幅員が4メートル未満の場合、セットバックする必要があります。敷地の道路境界線と後退線の間(セットバック部分)を道路とみなします。よって、その敷地の所有者であっても、セットバック部分を自由に利用することはできません。緊急車両などの通行や、災害時に避難路として機能するように、セットバック部分に塀や擁壁などをつくることはできず、あくまでも道路として使用される土地となります。このような幅員が4メートル未満の道路のことを「2項道路」や「みなし道路」と呼び、これらに該当するかは、建築住宅課にお問い合わせください。

現在、セットバック部分に門・塀・擁壁などがある場合

建築行為を行う際に撤去しなければなりません。道路に面するブロック塀を撤去する場合は補助制度があります。撤去前にご相談ください。

建築行為を行う際に撤去しなければなりません。道路に面するブロック塀を撤去する場合は補助制度があります。撤去前にご相談ください。

接する道路が幅員4m未満の場合に
建築行為をする際のイメージ図





ページ番号
1001769

不妊治療（先進医療）費 助成事業

こども未来課
(iプラザ 3階)

☎0538-37-2012
FAX0538-32-4631

不妊治療における経済的な負担を軽減

不妊治療における経済的な負担を軽減するため、体外受精および顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施される「先進医療」に係る費用の一部を助成します。

▼対象者（左記の全てに該当する方）

- ・法律上の婚姻関係にある夫婦または事実婚関係にある方で、生殖補助医療以外の治療法では妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断された方
- ・夫婦ともにまたは夫婦のいずれか一方が市内に住所を有する方
- ・他の自治体から助成を受けていない方
- ・夫婦ともに市税を完納している方

▼助成の対象となる費用

保険適用の生殖補助医療に併せて行われる先進医療の費用

▼助成額

1回の生殖補助医療（保険適用分）に併せて実施した先進医療につき、10万円を上限に助成する

▼助成回数

初めて助成を受ける際の治療期間の初日における妻の年齢により、異なります。

- ① 40歳未満の場合は、43歳になる前まで1子ごとに6回
- ② 40歳以上の場合、43歳になる前まで1子ごとに3回

※申請方法や先進医療の情報は、市ホームページをご覧ください
来課へお問い合わせください



▲ホームページ

ページ番号
1011884

個人市県民税の改正

市税課
(本庁舎 1階)

☎0538-37-4826
FAX0538-33-7715

住宅ローン控除などの一部内容が見直されます

住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除の適用期限が4年間延長され、令和7年12月31日までとなりました。

それに伴い、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれない額を、控除限度額の範囲内で翌年度分の住民税から控除する措置について、下記表のとおり変更されます。

非課税判定における

未成年者の年齢引き下げ

民法の成年年齢の引き下げに伴い、賦課期日（1月1日）現在で18歳以上の方は、未成年者にあたらないうこととなりました。

※税制改正についての詳しい内容は、市ホームページをご覧ください



▲ホームページ

市民税・県民税の住宅ローン控除限度額 計算方法

| 入居した年月 | |
|-------------------------|------------------------|
| 平成26年4月～ 令和3年12月 | 令和4年1月～ 令和7年12月 |
| A × 7% (上限 136,500円) | A × 5% (上限 97,500円) |

A 所得税の課税総所得金額など

※入居年月日、消費税などによって控除限度額が異なります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください

固定資産税の 実地調査を実施

市税課
(本庁舎 1階)

☎0538-37-4809
FAX 0538-33-7715

ページ番号
1001642

「消費生活センター」 をご存知ですか

市民相談センター
(本庁舎 1階)

☎0538-37-4746
FAX 0538-39-2262

調査へのご理解とご協力を

市職員による実地調査

固定資産の適正な評価および公平な課税を確保するため、土地・家屋・償却資産の実地調査を行っています。

市職員が調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

※調査には、「固定資産評価補助員証」を携帯した職員が伺います

調査期間／通年

対象地域／市内全域

調査方法

土地・家屋

道路からの外観調査です。市内全域を巡回しながら、土地・家屋の現況と課税状況に相違がないかを調査します。

また、令和5年1月2日以降に分筆・合筆された土地や利用状況に変更があった土地、家屋の取り壊しや用途変更などを確認します。

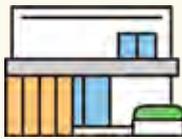
償却資産

申告内容の確認のため、事前に連絡の上、固定資産台帳などの提出をお願いします。場合があります。

詳細な実地調査(土地・家屋)のお願い

道路から見えない部分や、土地・家屋の利用状況と課税状況に相違がある場合は、立ち入り調査をさせていただきます。ご了承ください。

また、新築(増築)家屋は完成後、事前に連絡の上、現地に伺い調査をさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。



消費生活で困ったときはご相談ください

消費生活センターでは、消費生活相談員が、モノやサービスの売買に関する相談にのり、助言や情報提供を行います。

近年は消費生活を取り巻く環境が多様化し便利になった反面、悪質商法や架空請求の手法が巧妙化・複雑化し、市内でも被害が後を絶ちません。被害に遭ったり、疑問を感じたら、一人で悩まず、早めに相談してください。

相談できる方

- ・市内在住の方
- ・他市区町村にお住まいで、市内在住者について相談をする方
- ・市内の学校や事業所などに通学または通勤している方

※右記に当てはまらない方は、お住まいの地域の消費生活相談窓口または消費者ホットライン(☎188)にお問い合わせください

相談の流れ

○相談の受付

消費者と事業者との間のトラブルに関する相談を、電話または窓口で受け付けます。事業者から受け取った契約書などの書類やメモ書きなど、相談の参考となるものを「用意ください」。

※人間関係のトラブルや事業者からの相談などは受付不可

○対処方法のアドバイス

解決策や事業者との交渉方法のアドバイスを行います。必要に応じて、相談員が間に入って、仲介を行うこともあります。

相談先

消費生活センター ☎37-2113
平日午前8時30分～午後4時
(祝日・年末年始を除く)



ページ番号

1012233

いわた応援！ しゅPayキャンぺーン

経済観光課
(西庁舎1階)

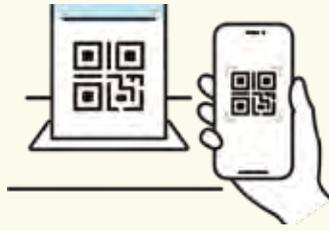
☎0538-37-4819

FAX0538-37-5013

中小企業などの参加店舗で使えます

市内中小企業と個人事業主の支援と、消費喚起を目的として、電子プレミアム商品券を販売し、地域経済の活性化とキャッシュレス化を図る事業を実施します。

1口6,000円を5,000円で販売
2口購入すれば2,000円お得！
16万口限定で販売します



キャンペーンについて

◎販売開始

6月26日(月) 午前9時

◎利用期間

6月30日(金)午前9時～8月31日(木)

◎購入可能口数

1アカウント2口まで

※事前にLINEアカウントの作成が必要

◎購入方法

専用WEBサイトやチラシなどに記載の2次元コードから専用LINEアカウントの友だち登録後、購入者情報・購入口数・購入方法を入力し、クレジットカードまたはコンビニ決済

◎利用方法

取扱店舗に設置の2次元コードを読み込み、利用金額を入力



▲LINE

商品券購入希望者で、スマートフォンの操作に不慣れな方や、お持ちでない方に、各種サポートを実施します。

スマートフォン初心者向け講座

◎日程

6月22日(木)～24日(土)

各日①午前10時～、②午後2時～

(1回あたり約1時間30分)

●中泉交流センター ●福田中央交流センター

●池田交流センター ●豊岡中央交流センター

●竜洋交流センター

※竜洋交流センターは21日(水)、22日(木)、25日(日)

◎定員

各回先着10人

◎申込先

6月16日(金)午前9時から電話で、磐田市電子プレミアム商品券事務局へ ※定員に達し次第、受付終了

スマートフォンの無料貸出

◎貸出期間

貸し出し日から8月31日(木)まで

◎台数

100台(1人1台、応募者多数の場合は抽選)

◎申し込み先

往復はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、6月5日(月)(必着までに磐田市電子プレミアム商品券事務局へ

※抽選結果は事務局から返信用はがきで連絡します。

当選者には返信はがきに記載された「初心者向け講座」の会場で、スマートフォンを貸し出します

※貸し出しには条件がありますので、必ず事務局のホームページをご覧ください

お問い合わせください

磐田市電子プレミアム商品券事務局

〒420-0857 静岡市葵区御幸町6 静岡セントラルビル5階

☎050-3668-5092 FAX050-3134-7065

月曜～金曜(祝日を除く) 午前9時～午後5時

事務局開設期間:5月22日(月)～9月29日(金)

※7月1日(土)～17日(祝)の期間は土日・祝日も受付

※取扱店を募集しています。詳しくはホームページをご覧ください



▲ホームページ

